

都市計画法第 32 条同意・協議の流れ（申請者）

令和 3 年 8 月
西尾市都市整備部建築課

事前相談	計画初期の段階で 32 条同意・協議、開発許可に関する事前相談を行ってください。事前相談には付近見取図、土地公図、土地利用計画図の他にその時に提出可能な図書を建築課に提出してください。その時に判断できる内容で協議し、後日回答します。
本申請時の訂正を少なくするために、事前相談をご利用ください。また、必要に応じて関係する担当課と事前に打ち合わせを行うことも可能です。	
事前持ち回り	申請者等 は「事前意見書」と正本を持って担当課の持ち回りを行なってください。担当課からの指導事項があればその内容を修正してください。
本申請	申請者等 は「申請書」正本（建築課用）、副本（返却用）、控え（担当課用・コピーで可）を建築課に提出してください。控えは担当課分の部数が必要となります。 申請書は、開発行為に関係のある従前の公共施設がある場合は「同意」を、ない場合は「協議」を○で囲んでください。 申請後に内容を確認し、訂正事項があれば訂正の依頼をします。
訂正	訂正事項がある場合 申請者等 は必要書類を正本と副本は建築課に、控えは各担当課に提出してください。（訂正が完了後に同意・協議に係る事務処理をします。）
同意（協議）書の交付	同意・協議が成立した場合は、建築課より電話連絡がありますので、建築課に受領にお越しくください。

申請に必要な書類	正本、副本に加え、担当課の控え（コピー可）が必要です。担当課の控えは「事前意見書」の“対象の公共施設”で該当する部署の分が必要です。
----------	--

添付図書	備考	正 本	副 本	担当課控え（コピー可）				
				土木課	農地整備課	下水道整備課	公園緑地課	予防課
(1) 開発区域区域図	縮尺 1/2500 以上	○	○	○	○	○	○	○
(2) 土地公図の写し		○	○	○	○	○	○	○
(3) 公共施設の新旧対照図	縮尺 1/500 以上	○	○	○	○	○	○	○
(4) 公共施設一覧表	細則様式第 4 (その 2~4)	○	○	○	○	○	○	○
(5) 土地利用計画図	縮尺 1/1000 以上	○	○	○	○	○	○	○
(6) 造成計画平面図	縮尺 1/1000 以上	○	○	○	○	○	○	
(7) 造成計画断面図	縮尺 1/1000 以上	○	○	○	○	○	○	
(8) 道路縦断面図	縮尺 1/500 以上	○	○	○	○	○		
(9) 道路横断面図	縮尺 1/50 以上	○	○	○	○	○		
(10) 排水施設平面図	縮尺 1/500 以上	○	○	○	○	○		
(11) 排水施設縦断面図	縮尺 1/500 以上	○	○	○	○	○		
(12) 排水施設構造図	縮尺 1/50 以上	○	○	○	○	○		
(13) 防火水槽構造図	縮尺 1/50 以上	○	○					○
(14) がけの断面図	縮尺 1/50 以上	○	○	○	○	○		
(15) 擁壁の断面図	縮尺 1/50 以上	○	○	○	○	○		
(16) 防災工事計画平面図	縮尺 1/1000 以上	○	○					○
(17) 防災施設構造図	縮尺 1/100 以上	○	○					○